

## 第4回松本市公契約条例検討委員会 次第

令和3年12月20日（月）  
午後1時30分～  
第二応接室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 議事
  - (1) 資料説明
    - ア これまでの論点と契約管財課の見解・・・・・・・・資料1
    - イ 「公契約条例」と「松本市方針」の相違点・・・・資料2
  - (2) 意見交換（条例の必要性・方向性）
  - (3) 今後の進め方（次回の論点等）
- 4 閉会

【今後の日程】・・・・今年度、5回の開催を予定

区分	日時及び場所	内容
第5回	令和4年2月14日（月）午後1時30分から 本庁舎3階【第1応接室】	論点について協議

## これまでの論点と契約管財課の見解

論点	内容	契約管財課の見解
【論点A】 松本市の契約に関する方針について	(1) 現在の「松本市の契約に関する方針」に基づく制度改正をこの先も進めていく、ということではいけないのか。 (2) あえて条例にする意味はどこにあるのか。 (3) 現在、市が契約入札制度の基本方針としている「松本市の契約に関する方針」で労働環境の確保は図れるのか。	(1) 条例と「松本市の契約に関する方針」では、規定できることに違いがあり、盛り込みたい内容によっては「松本市の契約に関する方針」では対応できないものがある。【資料2】 (2) 条例でないと規定できない内容がある。【資料2】 (3) 「松本市の契約に関する方針」でも一定の労働環境の確保は図れるが、例えば、「労働環境報告書」の提出を求められる範囲や強制力という意味で、条例の方が有効である。
【論点B】 法令遵守について	(1) 法令遵守をどのような方法で確保するのか。 (2) 法令遵守の問題は、公契約条例の中ではなく、(違反する会社への個別指導など)別の観点で議論した方がいいのではないのか。	(1) 労働環境報告書などによる遵守状況のチェックが考えられる。 (2) 個別指導となると、労働基準監督署の所管になるが、条例中に「市長は、契約、報告及び申出の内容が法令に違反している疑いがあると認めるときは、関係機関に通報する」などと定めることで、市としても一定の関与ができると思う。
【論点C】 担い手育成について	(1) 建設業を若者にとって魅力ある仕事にしていくにはどうしたらいいのか。条例化することでその解決が図れるのか。 (2) 担い手育成の問題は、公契約条例の中ではなく、(特殊技能者を育てる条例など)別の観点から議論した方がいいのではないのか。	(1) 若者が重視する具体的な労働条件(例えば週休2日)を条例で解決するのは難しい。 (2) 担い手育成の問題は、品確法の基本方針でも、自治体に取り組むべき課題とされているため、市としては、条例化の有無にかかわらず、週休2日の確保につながる適正な工期設定など、担い手育成につながる施策に取り組んでいく立場にある。
【論点D】 条例に盛り込む内容について	(1) 労働者を含む市民生活の向上のために、入札契約制度はどうあるべきか。条例にどのような項目を盛り込めばその解決につながるのか。 (2) 法令遵守の確保、地域経済の活性化、社会的課題の解決など、条例に何を求め、どこまで盛り込むべきなのか。そうした項目の実効性をどう担保するのか。 (3) 松本らしさをどう考え、どのように盛り込むのか。	(1) 現状における公契約の課題は何なのか、条例を定めることで、何がどう変わるのか、整理する必要があり、これは、検討委員会の中で議論していただく部分だと思っている。 (2) 基本理念については「松本市の契約に関する方針」がベースになると思うが、理念だけではものごとはなかなか進まないため、実効性を担保する仕組みづくりや、理念を具現化するための具体的な目標設定が重要であり、この点は考えていきたい。 (3) 松本らしさについては、検討委員会の中で議論していただければと思っている。
【論点E】 賃金条項について	(1) 賃金のあり方をどのように考えるのか。 (2) 最低賃金法に定める賃金+ $\alpha$ を条例で定める必要はあるのか。 (3) 公契約に限り、法に定める最低賃金を超える水準を設定することは妥当なのか。 (4) 公契約条例(賃金型)において、設計労務単価を算定根拠とすることは妥当なのか。 (5) 条例の必要性の議論の中で「条例」=「賃金条項」というイメージが強く捉えられすぎているのではないのか。 (6) (賃金型の条例でなくても)、長野県が行っている「週休2日にすれば労務費5%アップ」など、政策や施策の中で改善が図れる部分があるのではないのか。	(1)~(6) これまでの議論を聞いている限り、賃金条項をこの段階で盛り込むのは難しいのではないかと感じている。 (6) 週休2日制の導入に向けた「適正な工期設定」及び「労務費の増額」については、本市でも検討している段階で、政策や施策の中で改善が図れる部分はあると思う。

## 「公契約条例」と「松本市方針」の相違点

(仮) 松本市公契約条例【賃金条項なし】 (令和4年●月●日制定)	(仮) 松本市公契約条例【賃金条項あり】 (令和4年●月●日制定)	松本市の契約に関する方針 [改正後] (令和4年●月●日一部改正)
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公契約に係る基本理念を定め、<b>市及び公契約の相手方となる事業者の責務を明らかにすることにより</b>、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境及び事業者の健全で安定した経営環境を確保するとともに、公契約に係る業務の質の向上を図り、もって地域経済の健全な発展及び市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公契約に係る基本理念を定め、<b>市及び公契約の相手方となる事業者の責務を明らかにすることにより</b>、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境及び事業者の健全で安定した経営環境を確保するとともに、公契約に係る業務の質の向上を図り、もって地域経済の健全な発展及び市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この方針は、公契約に係る基本理念を定めることにより、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境及び事業者の健全で安定した経営環境を確保するとともに、公契約に係る業務の質の向上を図り、もって地域経済の健全な発展及び市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <b>公契約</b> 市が締結する工事、製造その他の請負契約及び業務委託契約をいう。</p> <p>(2) <b>特定公契約</b> 公契約のうち、次に該当するものをいう。            ア 予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約            イ 予定価格1,000万円以上の業務委託契約            ウ 予定価格1,000万円以上の指定管理協定</p> <p>(3) 受注者 市と公契約を締結する者をいう。</p> <p>(4) 下請負者 下請、再委託その他いかなる名称であるかを問わず、受注者その他の市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいう。</p> <p>(5) 事業者 次に掲げる者をいう。            ア 受注者            イ 下請負者            ウ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)の規定により受注者又は下請負者へ労働者を派遣する者</p> <p>(6) 労働者 次に掲げる者をいう。            ア 事業者により雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人を除く。)            イ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <b>公契約</b> 市が締結する工事、製造その他の請負契約及び業務委託契約をいう。</p> <p>(2) <b>特定公契約</b> 公契約のうち、次に該当するものをいう。            ア 予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約            イ 予定価格1,000万円以上の業務委託契約            ウ 予定価格1,000万円以上の指定管理協定</p> <p>(3) 受注者 市と公契約を締結する者をいう。</p> <p>(4) 下請負者 下請、再委託その他いかなる名称であるかを問わず、受注者その他の市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいう。</p> <p>(5) 事業者 次に掲げる者をいう。            ア 受注者            イ 下請負者            ウ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)の規定により受注者又は下請負者へ労働者を派遣する者</p> <p>(6) 労働者 次に掲げる者をいう。            ア 事業者により雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人を除く。)            イ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <b>公契約</b> 市が締結する工事、製造その他の請負契約及び業務委託契約をいう。</p> <p>(2) <b>特定公契約</b> 公契約のうち、次に該当するものをいう。            ア 予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約            イ 予定価格1,000万円以上の業務委託契約            ウ 予定価格1,000万円以上の指定管理協定</p> <p>(3) 受注者 市と公契約を締結する者をいう。</p> <p>(4) 下請負者 下請、再委託その他いかなる名称であるかを問わず、受注者その他の市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいう。</p> <p>(5) 事業者 次に掲げる者をいう。            ア 受注者            イ 下請負者            ウ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)の規定により受注者又は下請負者へ労働者を派遣する者</p> <p>(6) 労働者 次に掲げる者をいう。            ア 事業者により雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人を除く。)            イ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者</p>

(仮) 松本市公契約条例【賃金条項なし】

(令和4年●月●日制定)

(基本理念)・・・ ※松本市方針の現行条文

第3条 公契約は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 公契約は、地域経済の健全な発展に資するため、契約の過程及び内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること並びに談合その他の不正行為の排除が徹底されることにより、その適正化が図られなければならない。
- (2) 公契約は、その履行により市民に提供されるサービスを安全かつ良質なものとするため、経済性に配慮しつつ、適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結を防止すること及び価格以外の多様な要素も考慮することにより、総合的に優れた内容のものとしなければならない。
- (3) 公契約の締結に当たっては、それによる支出が持続可能で活力ある地域社会の実現に重要な意義を有することに鑑み、契約の目的及び内容に応じ次に掲げる事項に配慮しなければならない。
  - ア 地域における雇用の確保が図られること。
  - イ 市内の中小企業者の受注機会の確保が図られること。
  - ウ 市民が安全で安心して暮らすことができるようにするための活動を行う事業者の育成に資することとなること。
  - エ 事業者の有する専門的な技術の継承が図られること。
  - オ その他持続可能で活力ある地域社会の実現に資することとなること。
- (4) 公契約の締結に当たっては、それが社会的な責任を果たす事業者の育成に資することとなるよう、契約の目的及び内容に応じ事業者に係る次に掲げる事項に配慮しなければならない。
  - ア 市の契約の履行に係る業務に従事する労働者の賃金が適正な水準にあることその他の労働環境が整備されていること。
  - イ 環境に配慮した事業活動を行っていること。
  - ウ 障害者その他の就業を支援する必要がある者の雇用の促進に資する取組を行っていること。
  - エ 男女共同参画社会の形成に資する取組を行っていること。
  - オ その他社会貢献活動を行っていること。

(仮) 松本市公契約条例【賃金条項あり】

(令和4年●月●日制定)

(基本理念)・・・ ※松本市方針の現行条文

第3条 公契約は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 市の契約は、地域経済の健全な発展に資するため、契約の過程及び内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること並びに談合その他の不正行為の排除が徹底されることにより、その適正化が図られなければならない。
- (2) 市の契約は、その履行により市民に提供されるサービスを安全かつ良質なものとするため、経済性に配慮しつつ、適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結を防止すること及び価格以外の多様な要素も考慮することにより、総合的に優れた内容のものとしなければならない。
- (3) 市の契約の締結に当たっては、それによる支出が持続可能で活力ある地域社会の実現に重要な意義を有することに鑑み、契約の目的及び内容に応じ次に掲げる事項に配慮しなければならない。
  - ア 地域における雇用の確保が図られること。
  - イ 市内の中小企業者の受注機会の確保が図られること。
  - ウ 市民が安全で安心して暮らすことができるようにするための活動を行う事業者の育成に資することとなること。
  - エ 事業者の有する専門的な技術の継承が図られること。
  - オ その他持続可能で活力ある地域社会の実現に資することとなること。
- (4) 市の契約の締結に当たっては、それが社会的な責任を果たす事業者の育成に資することとなるよう、契約の目的及び内容に応じ事業者に係る次に掲げる事項に配慮しなければならない。
  - ア 市の契約の履行に係る業務に従事する労働者の賃金が適正な水準にあることその他の労働環境が整備されていること。
  - イ 環境に配慮した事業活動を行っていること。
  - ウ 障害者その他の就業を支援する必要がある者の雇用の促進に資する取組を行っていること。
  - エ 男女共同参画社会の形成に資する取組を行っていること。
  - オ その他社会貢献活動を行っていること。

松本市の契約に関する方針【改正後】

(令和4年●月●日一部改正)

(基本理念)・・・ ※松本市方針の現行条文

第3条 公契約は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 市の契約は、地域経済の健全な発展に資するため、契約の過程及び内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること並びに談合その他の不正行為の排除が徹底されることにより、その適正化が図られなければならない。
- (2) 市の契約は、その履行により市民に提供されるサービスを安全かつ良質なものとするため、経済性に配慮しつつ、適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結を防止すること及び価格以外の多様な要素も考慮することにより、総合的に優れた内容のものとしなければならない。
- (3) 市の契約の締結に当たっては、それによる支出が持続可能で活力ある地域社会の実現に重要な意義を有することに鑑み、契約の目的及び内容に応じ次に掲げる事項に配慮しなければならない。
  - ア 地域における雇用の確保が図られること。
  - イ 市内の中小企業者の受注機会の確保が図られること。
  - ウ 市民が安全で安心して暮らすことができるようにするための活動を行う事業者の育成に資することとなること。
  - エ 事業者の有する専門的な技術の継承が図られること。
  - オ その他持続可能で活力ある地域社会の実現に資することとなること。
- (4) 市の契約の締結に当たっては、それが社会的な責任を果たす事業者の育成に資することとなるよう、契約の目的及び内容に応じ事業者に係る次に掲げる事項に配慮しなければならない。
  - ア 市の契約の履行に係る業務に従事する労働者の賃金が適正な水準にあることその他の労働環境が整備されていること。
  - イ 環境に配慮した事業活動を行っていること。
  - ウ 障害者その他の就業を支援する必要がある者の雇用の促進に資する取組を行っていること。
  - エ 男女共同参画社会の形成に資する取組を行っていること。
  - オ その他社会貢献活動を行っていること。

<p>(仮) 松本市公契約条例【賃金条項なし】 (令和4年●月●日制定)</p>	<p>(仮) 松本市公契約条例【賃金条項あり】 (令和4年●月●日制定)</p>	<p>松本市の契約に関する方針 [改正後] (令和4年●月●日一部改正)</p>
<p>(市の責務) 第4条 市は、この条例の目的を達成するため、公契約に係る施策を総合的に策定し、実施するものとする。</p>	<p>(市の責務) 第4条 市は、この条例の目的を達成するため、公契約に係る施策を総合的に策定し、実施するものとする。</p>	
<p>(事業者の責務) 第5条 事業者は、公契約に携わる者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、誠実に当該公契約を履行するよう努めなければならない。 2 事業者は、市が実施する公契約に係る施策に従い公共事業の質を確保するとともに、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働環境を確保するよう努めなければならない。 3 事業者は、公契約に係る業務を下請させ、又は再委託する場合は、相手方にこの条例の趣旨を説明し、理解を得るとともに、法令等を遵守させ、誠実に業務を実施するよう適正な条件の付加に努めなければならない。</p>	<p>(事業者の責務) 第5条 事業者は、公契約に携わる者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、誠実に当該公契約を履行するよう努めなければならない。 2 事業者は、市が実施する公契約に係る施策に従い公共事業の質を確保するとともに、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働環境を確保するよう努めなければならない。 3 事業者は、公契約に係る業務を下請させ、又は再委託する場合は、相手方にこの条例の趣旨を説明し、理解を得るとともに、法令等を遵守させ、誠実に業務を実施するよう適正な条件の付加に努めなければならない。</p>	
	<p>(労働報酬下限額) 第6条 市長は、特定公契約において、事業者が労働者に対し、市長が定める額(以下「労働報酬下限額」という。)以上の賃金等を支払わなければならないことを定めるものとする。</p>	
	<p>(労働者への周知) 第7条 受注者は、次に掲げる事項について、特定公契約に係る作業が行われる作業場の見やすい適切な場所に掲示し、又は書面で交付することにより、労働者に周知しなければならない。 (1) 労働者の範囲 (2) 労働報酬下限額 (3)(4) (略)</p>	
<p>(労働環境報告書) 第6条 市長は、特定公契約において労働条件が適正であることを確認するための帳票(以下「労働環境報告書」という。)を受注者に配布し、その活用及び提出を求めるものとする。 2 市長は、前項の規定により提出された労働環境報告書を閲覧に供するものとする。 3 受注者は、特定公契約に係る下請契約を締結するときは、下請業者が市長に対し、受注者を通じて労働環境報告書を提出することを条件とするものとする。</p>	<p>(労働環境報告書) 第8条 市長は、特定公契約において労働条件が適正であることを確認するための帳票(以下「労働環境報告書」という。)を受注者に配布し、その活用及び提出を求めるものとする。 2 市長は、前項の規定により提出された労働環境報告書を閲覧に供するものとする。 3 受注者は、特定公契約に係る下請契約を締結するときは、下請業者が市長に対し、受注者を通じて労働環境報告書を提出することを条件とするものとする。</p>	<p>(労働環境報告書) 第4条 市長は、特定公契約において労働条件が適正であることを確認するための帳票(以下「労働環境報告書」という。)を受注者に配布し、その活用及び提出を求めるものとする。 2 市長は、前項の規定により提出された労働環境報告書を閲覧に供するものとする。</p>

<p>(仮) 松本市公契約条例【賃金条項なし】 (令和4年●月●日制定)</p>	<p>(仮) 松本市公契約条例【賃金条項あり】 (令和4年●月●日制定)</p>	<p>松本市の契約に関する方針 [改正後] (令和4年●月●日一部改正)</p>
<p>(労働者の申出) 第7条 公契約に従事する労働者は、公契約に係る労働環境が法令に違反している疑いがある場合は、市長にその事実を申し出ることができる。</p>	<p>(労働者の申出) 第9条 公契約に従事する労働者は、公契約に係る労働環境が法令に違反している疑いがある場合は、市長にその事実を申し出ることができる。 <u>2 特定公契約に従事する労働者は、支払われた賃金等の額が労働報酬下限額を下回る場合は、市長又は事業者によるその事実を申し出ることができる。</u></p>	
<p>(不利益取扱いの禁止) 第8条 事業者は、労働者が前条の規定による申出をしたことを理由として、当該労働者に対して不利益な取扱いをしてはならない。</p>	<p>(不利益取扱いの禁止) 第10条 事業者は、労働者が前条の規定による申出をしたことを理由として、当該労働者に対して不利益な取扱いをしてはならない。</p>	
<p>(立入調査等) 第9条 市長は、労働者から第9条の規定による申出を受け、その申出の事実を確認するため必要があると認める場合又は労働環境報告書に記載されている事項を確認するため必要があると認める場合は、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に受注者の事業所若しくは作業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。 2 市長は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要があると認める場合は、受注者を除く事業者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に当該事業者の事業所若しくは作業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。 3 前2項の規定により立入調査をする場合において、市長は、必要があると認めるときは、労働者その他の関係者に協力を求めることができる。 4 第1項又は第2項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者又は労働者その他の関係者から請求があつた場合は、これを提示しなければならない。 5 第1項又は第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>(立入調査等) 第11条 市長は、労働者から第9条の規定による申出を受け、その申出の事実を確認するため必要があると認める場合又は労働環境報告書に記載されている事項を確認するため必要があると認める場合は、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に受注者の事業所若しくは作業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。 2 市長は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要があると認める場合は、受注者を除く事業者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に当該事業者の事業所若しくは作業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。 3 前2項の規定により立入調査をする場合において、市長は、必要があると認めるときは、労働者その他の関係者に協力を求めることができる。 4 第1項又は第2項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者又は労働者その他の関係者から請求があつた場合は、これを提示しなければならない。 5 第1項又は第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	

<p>(仮) 松本市公契約条例【賃金条項なし】 (令和4年●月●日制定)</p>	<p>(仮) 松本市公契約条例【賃金条項あり】 (令和4年●月●日制定)</p>	<p>松本市の契約に関する方針 [改正後] (令和4年●月●日一部改正)</p>
<p>(是正措置等) 第10条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、事業者がこの条例の規定に違反していると認める場合は、事業者に対し是正措置を講ずるよう指導することができる。 2 前項の規定により是正の指導を受けた事業者は、速やかに是正措置を講じ、講じた措置及びその結果を市長に報告しなければならない。 3 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を公表し、又は指名停止の措置を講ずることができる。 (1) 第7条第1項の規定による労働環境報告書の提出をせず、又は虚偽の内容を記載したとき。 (2) 前条第1項又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 (3) 第1項の規定による是正の指導に従わないとき。 (4) 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p>	<p>(是正措置等) 第12条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、事業者がこの条例の規定に違反していると認める場合は、事業者に対し是正措置を講ずるよう指導することができる。 2 前項の規定により是正の指導を受けた事業者は、速やかに是正措置を講じ、講じた措置及びその結果を市長に報告しなければならない。 3 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を公表し、又は指名停止の措置を講ずることができる。 (1) 第7条第1項の規定による労働環境報告書の提出をせず、又は虚偽の内容を記載したとき。 (2) 前条第1項又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 (3) 第1項の規定による是正の指導に従わないとき。 (4) 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p>	
<p>(委任) 第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(委任) 第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p>	
<p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和4年●月●日から施行する。</p>	<p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和4年●月●日から施行する。</p>	<p>附 則 (施行期日) 1 この方針は、令和4年●月●日から適用する。</p>